平成２２年（フ）第２７５号
青森市本町５丁目３番14号
債務者　須藤　初美
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
長崎県佐世保市権常寺町1248番地15
債務者　橋川　知佳
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
長崎県佐世保市原分町794番地１
債務者　福田　哲子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
長崎県佐世保市松川町８番３号、旧住所長崎県佐世保市十郎新町４番５号
債務者　杉本　賢治
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
川崎市川崎区新川通７番１号
債務者　浦山　秀子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３５号
愛知県知立市宝３丁目５番地22
債務者　岡本　惠雄
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
愛知県安城市安城町宮前81番地４　プレジール清水202
債務者　有川　貞隆
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
愛知県知立市広見１丁目６番地
債務者　市野　直美
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
愛知県豊田市岩倉町鵜ケ瀬前５番地61
債務者　中山しのぶ
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
愛知県豊田市越戸町尺口208番地22　リバーコモン越戸Ｂ号
債務者　大石　修司
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
愛知県豊田市越戸町尺口208番地22　リバーコモン越戸Ｂ号
債務者　大石恵美子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
長崎県佐世保市広田１丁目10番28号　アートインアドバンス110号、旧住所長崎県西海市西彼町下岳郷708番地
債務者　江上　博文
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
長崎県佐世保市崎岡町853番地81、旧住所長崎県佐世保市早苗町281番地　福吉ハイツ201号
債務者　鶴田　量子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第７０１号
東京都青梅市新町５丁目45番地の５
債務者　清水　國雄
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７７２号
東京都八王子市楢原町447番地レジデンス２―203号
債務者　林　　信介
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部